

「戸塚区寄り添い型生活支援事業業務委託（戸塚区北部）」受託候補者特定に係る 実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、戸塚区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、「戸塚区寄り添い型生活支援事業業務委託（戸塚区北部）」について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、委託仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案資格）

第3条 提案者は、次の各号すべてに該当する法人であることを要する。

- (1) 参加意向申出書提出の時点で横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載されており、営業種目に「333 福祉サービス」又は「350 その他の委託等」の登録があること。
ただし、登載されていない場合でも、参加意向申出書を提出した時点で申し込み中であり、委託契約を締結するまでの間に登録が見込まれることを条件として、提出できるものとする。
- (2) 主たる事業所が横浜市内にあること。
- (3) 児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績があること。
- (4) 宗教活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 横浜市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続き中でないこと。
- (9) 暴力団または暴力団経営支配法人等でないこと。
- (10) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていないこと、又はこれを受けた場

合において必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。

(11) 代表者若しくは役員が、以下の項目に該当しないこと。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者

(12) 公序良俗に反する行為を行っていないこと。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案者の概要・事業実績
- (2) 業務実施方針
- (3) 業務実施内容と実施手法
- (4) 業務実施体制
- (5) 業務管理運営体制
- (6) 収支予算
- (7) その他、業務の実施に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の事業実績
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 業務実施内容と実施手法の妥当性・実現性等
- (4) 業務実施体制の妥当性・実現性等
- (5) 業務管理運営体制の妥当性・実現性等
- (6) 収支予算の妥当性等
- (7) 企業としての取組

2 評価委員会は、プロポーザルの評価にあたって、提案書に基づくヒアリングを行うものとする。

3 評価委員は、提案書の内容及びヒアリング結果を踏まえ、評価の基準（着眼点）に基づき採点を行う。評価委員会は、評価委員の採点及び加点部分の合計点（以下、「合計点」という。）により提案者の順位を決め、最も高い提案者を第一順位と決定する。

4 合計点が同点の提案者が存在する場合は、評価委員会は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。評価委員の投票の票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。

5 評価委員会は、提案者が1者の場合でも、評価委員の採点による評価を行う。

6 全評価委員の採点の合計点が上限配点（加点部分を除く）の60%に満たない提案者を

受託候補者とすることはできないものとする。

- 7 評価委員会に出席する委員の半数以上からE評価（特に劣っている）を受けた項目のある提案者を受託候補者とすることはできないものとする。
- 8 各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知するものとする。

（評価委員会）

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価項目、評価の基準（着眼点）及びその係数の確認
 - (2) ヒアリング
 - (3) 提案書の評価
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。

委員長	戸塚区副区長
副委員長	戸塚区福祉保健課長
委員	戸塚区福祉保健センター担当部長
委員	戸塚区生活支援課長
委員	戸塚区こども家庭支援課長
委員	戸塚区こども家庭支援課学校連携・こども担当課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席がなければ開くことができない。
 - 5 提案書の評価にあたり実施した評価委員会のヒアリングに欠席した評価委員は、採点ができないものとする。
 - 6 委員長は、評価結果を戸塚区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
 - 7 委員会の総務は、戸塚区こども家庭支援課が行う。

（評価結果の審査）

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項
- 2 選定委員会は、前項の規定に基づく審査により、評価が適正に行われたことを確認した上で、評価委員会が第一順位として決定したものを受託候補者として特定する。

(選定の効力)

第8条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により受託候補者として特定した者（以下、「特定者」という。）の選定の効力は、特定者が業務を開始した年度から起算して5か年度とする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が業務の受託者として適当でないと認めるときは、選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。

3 前項のほか、特定者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は運営期間における毎年度の委託契約時点において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続きへの参加資格及び運営者選定の効力を取り消す。

(その他)

第9条 この要領の運用において必要な事項は区長が定める。

附 則

この要領は、令和5年11月28日から施行する。